平成２６年（フ）第３０７２号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番37号　キヨタビル303号
債務者　塚本　愛実
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７４３号
大阪市中央区十二軒町７番９号エクセラン谷町505
債務者　安西小百合（旧姓大手）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９３２号
大阪府東大阪市池之端町２番30号　グランメゾン413号
債務者　伊勢賢一郎
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１１８号
大阪府八尾市緑ケ丘２丁目１番地の２　府営住宅８―303号
債務者　櫻井キノエ
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１７７号
大阪市鶴見区諸口２丁目６番４―1209号
債務者　東　　文子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８号
愛知県豊橋市有楽町２番地３
債務者　石本　勝次
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２５５号
川崎市麻生区栗木台１丁目16番14号　ガーデンハウスＢ―101、前住所川崎市麻生区向原２丁目26番７―408号
債務者　本田　和保
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１２号
川崎市高津区千年878番地２　すみれ荘101、前住所川崎市高津区末長1344番地　光伸荘105
債務者　冨野　和也
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
川崎市高津区千年878番地２　すみれ荘101、前住所川崎市高津区末長1344番地　光伸荘105
債務者　冨野　政子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１４号
川崎市高津区千年878番地２　すみれ荘101、前住所川崎市高津区末長1344番地　光伸荘105
債務者　冨野　嘉夫
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
川崎市幸区南加瀬１丁目１番６―304号　パークイン夢見ヶ崎
債務者　廣野　孝治
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
川崎市幸区南加瀬１丁目１番６―304号　パークイン夢見ヶ崎
債務者　廣野　裕美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４４号
川崎市中原区新丸子町751番地　フローリエ細山403
債務者　北口　暁久
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５２号
川崎市川崎区京町３丁目29番７号　グリーンハイツ千葉101
債務者　古川　裕基
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係